

新旧対照表

改正後

改正前

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成16年分) 所得用 氏名

(平成15年分) 所得用 氏名

Table with columns for tax items (課税仕入れ等), tax amounts, and calculation details for平成16年分. Includes rows for ① through ⑩ and ⑫ through ⑮.

Table with columns for tax items (課税仕入れ等), tax amounts, and calculation details for平成15年分. Includes rows for ① through ⑩ and ⑫ through ⑮.

一面

一面

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

* ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 = 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)(輸出取引等の金額を含みます。)
分母 = 資産の譲渡等の対価の額(税抜)(非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)

* ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 = 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)(輸出取引等の金額を含みます。)
分母 = 資産の譲渡等の対価の額(税抜)(非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)

新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

二
面

二
面

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成16年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成11年、平成12年、平成13年、平成14年、平成15年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは税務署（所得税担当）におたずねください。

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成15年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成10年、平成11年、平成12年、平成13年、平成14年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは税務署（所得税担当）におたずねください。

● 平成16年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

● 平成15年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

④欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、⑤欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。

④欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、⑤欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計
課税仕入れ等の税額等	④ 円	⑤(④×ⅷ)	④(④+⑤) 円
控除対象仕入税額等	⑤	⑥(⑤×ⅷ)	④(⑤+⑥)

→ 一面の④欄に転記します。

→ 一面の⑤欄に転記します。

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計
課税仕入れ等の税額等	④ 円	⑤(④×ⅷ)	④(④+⑤) 円
控除対象仕入税額等	⑤	⑥(⑤×ⅷ)	④(⑤+⑥)

→ 一面の④欄に転記します。

→ 一面の⑤欄に転記します。